

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

処分基準	不利益処分の内容	庁舎への立入の制限
	根拠法令等及び条項	栃木市庁舎管理規則第7条
	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 (立入の制限) 第7条 庁舎管理者等は、陳情等の目的で、庁舎に立ち入ろうとする者に対して、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、その人数、時間又は場所を制限することができる。	